# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年10月9日

住 所

丁葉県市原市万田野26番地

氏 名

杉田建材株式会社

代表取締役 杉田 一夫

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託 契約書に添付すべき書類)には該当しません。 また、この許証写しを使用した営業活動及び それに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴 木 栄

					D		
許可	の	年 月	日	平成24年2月13日	許可番号	23-ロ-変-1	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿 含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含 む。)				の。以下同じ。)を除く。), イ ゴムくず, ウ 金属くず(自動車等破砕物,廃プリント配線板,鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの,鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装を除く。), エ ガラスくず,コンクリートくず及び隣磁器くず(自動車等破砕物,廃ブラウン管(側			
	-			面部に限る。),廃石膏ボード及はオがれき類。 カ 平成18年環境省告示第10 (これらのうち特別管理産業廃棄 (これらのうちア、エ、オについているのうち水銀使用製品産業)	5号に定める産業 物であるものを関 ては石綿含有産業	<b>終廃棄物に適合するもの</b> 除く。)	
設	置	場	所	許可証別紙 1. のとおり			
処	理	能	カ	埋立地面積: 160,91 埋立容量: 5,128,78			
許 巾	l v	条	件	許可証別紙 2. のとおり		it	
規則第 11 条第 8 項の規 定による許可証の提出 の 有 無			是出	有・無			
留	意	事	項	1. 施設の設置に当たっては,各和 2. 計画内容等に変更があった場合 3. 施設の使用前検査申請書を提出	合は当庁に速やか	に連絡し、指示を受けること。	

平成22年4月 6日 変更届 (処理する産業廃棄物の種類)

平成24年2月13日 変更許可(埋立地面積及び埋立容量の増加)

平成26年2月20日 変更届 (埋立地面積及び埋立容量の増加)

平成30年9月18日 変更届 (埋立地面積及び埋立容量の増加)

NO COPY 再複写無効



### 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年2月15日

住 所 千葉県市原市万田野26番地 氏 名 杉田建材株式会社 代表取締役 杉田 一夫 この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託 契約書に添付すべき書類)には該当しません。 また、この許証写しを使用した営業活動及び それに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた 産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴 木

鈴 木 栄

許可の年月日	平成15年1月31日	許可番号	第 14-1, 2, 3-1-115 号	
施設の種類及び処理する 産業廃棄物の種類(当該 産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物又は水銀含有 ばいじん等が含まれる場 合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設 (施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) 2 産業廃棄物の種類 (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、 (エ) 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、 (オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、 (ク) 繊維くず、(ケ) 動植物性残さ、(コ) 金属くず、 (サ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 (シ) ゴムくず、(ス) 動物系固形不要物			
設 置 場 所	千葉県市原市万田野字大箆4 482番,字谷留義483版 483番18	•		
処 理 能 力	許可証別紙のとおり			
許 可 の 条 件	1 汚水の地下浸透を防止す 2 定期的に地下水のモニタ			
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	存	· 無		
留意事項	<ul><li>1 施設の設置に当たっては</li><li>2 計画内容等に変更があっ 指示を受けること。</li><li>3 施設の使用前検査申請書 と。</li></ul>	た場合は当月	テに速やかに連絡し,	

平成15年 1 月31日 新規許可(許可番号 第14-1,2,3-1-115号) 平成30年 2 月 1 日 変 更 届 (廃酸及び廃アルカリについて, 水銀含有ばいじん等を含むことの記載の追加)

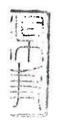
再複写無効

#### 許可証別紙

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託 契約書に添付すべき書類)には該当しません。 また、この許証写しを使用した営業活動及び それに類する行為を禁じます。

### 処理能力

(7)	汚 泥	45.	2 t/日	(1,883kg/時×24時間)
(1)	廃油	68.	3 t/日	(2,845kg/時×24時間)
(ウ)	廃 <b>酸</b>	38.	5 t/日	(1,602kg/時×24時間)
(I)	廃アルカリ	38.	5 t/日	(1,602kg/時×24時間)
(1/2)	廃プラスチック類	47.	3 t/日	(1,970kg/時×24時間)
(力)	紙くず	90.	4 t/日	(3, 767kg/時×24 時間)
(‡)	木くず	90.	4 t/日	(3, 767kg/時×24 時間)
(2)	繊維くず	90.	4 t/日	(3, 767kg/時×24 時間)
(ケ)	動植物性残さ	45.	2 t/日	(1,883kg/時×24時間)
(シ)	ゴムくず	49.	3 t/日	(2,054kg/時×24時間)
(ス)	動物系固形不要物	45.	2 t/日	(1,833kg/時×24時間)



NO COPY 再複写無効



## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成16年6月24日

住 所 千葉県市原市万田野26番地 氏 名 杉田建材株式会社 代表取締役 杉 田 一 夫 この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託 契約書に添付すべき書類)には該当しません。 また、この許証写しを使用した営業活動及び それに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受け た産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 堂 本 暁



許可の年月日	平成14年11月20日 許可番号 14-4,5-1-112			
	1. 施設の種類			
	(1) 廃プラスチック類の破砕施設			
処 理 す る	(2)木くず又はがれき類の破砕施設			
産業廃棄物の種類	2. 産業廃棄物の種類			
	(ア) 廃プラスチック類, (イ) 木くず, (ウ) がれき類			
	千葉県市原市万田野			
設置場所	字中将塚481番2,482番,			
以上物別	字 大 箆479番3,			
	字谷留義483番11,483番13,483番18			
	廃プラスチック類 50.7 t / 日 (6.34 t / 時 × 8 時間)			
処 理 能 力	木くず 67.7 t / 日 (8.46 t / 時 × 8 時間)			
	がれき類 169.2 t / 日 (21.15 t / 時 × 8 時間)			
許可の条件	なし			
規則第11条第7				
項の規定による許	<u>有</u> ・ 無			
可証提出の有無				
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			
l	○・ //日本 / / / / / / / / / / / / / / / / /			

NO COPY 再複写無効